（様式１-1　収集運搬業者用）

**優良産業廃棄物処理業者の判断に係る**

**認定基準への適合性審査申出書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

和歌山県知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　申出者

住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第９条の３（第１０条の１２の２の規定により準用する場合を含む。）に規定する基準に適合する旨の認定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 業の区分 | ・産業廃棄物収集運搬業　・特別管理産業廃棄物収集運搬業 |
| 許可番号 | 　　　 |
| 公開情報を閲覧できるホームページアドレス |  |
| 添付書類 | (1)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定による特定不利益処分を受けていないことの誓約書（様式２）(2)　情報公開の状況がわかる次のいずれかの書類（ア）公益財団法人産業廃棄物処理振興財団が発行する「事業の透明性の基準適合証明書」（イ）情報公開を行っている現在のインターネット画面を印刷したもの及び更新履歴表（情報公開の項目ごとの更新日がわかるもの）(3)　環境大臣が定める環境マネジメントシステム認証制度の認定証の写し(4)　電子マニフェストを導入していることを証する書類（(財)日本産業廃棄物処理振興センター情報処理センターＪＷＮＥＴの加入証明書）(5)　法人税、消費税、県民税、市町村民税、事業税、地方消費税、　 不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税を滞納していないことを証するもの(6)　社会保険料並びに労働保険料を滞納していないことを証するもの（納付証明書等）　 |

（様式１-2　処分業者用）

**優良産業廃棄物処理業者の判断に係る**

**認定基準への適合性審査申出書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

和歌山県知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　申出者

住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第１０条の４の２（第１０条の１６の２の規定により準用する場合を含む。）に規定する基準に適合する旨の認定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 業の区分 | ・産業廃棄物処分業　・特別管理産業廃棄物処分業 |
| 許可番号 | 　　　　　 |
| 公開情報を閲覧できるホームページアドレス |  |
| 添付書類 | (1)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定による特定不利益処分を受けていないことの誓約書（様式２）(2)　情報公開の状況がわかる次のいずれかの書類（ア）公益財団法人産業廃棄物処理振興財団が発行する「事業の透明性の基準適合証明書」（イ）情報公開を行っている現在のインターネット画面を印刷したもの及び更新履歴表（情報公開の項目ごとの更新日がわかるもの）(3)　環境大臣が定める環境マネジメントシステム認証制度の認定証の写し(4)　電子マニフェストを導入していることを証する書類（(財)日本産業廃棄物処理振興センター情報処理センターＪＷＮＥＴの加入証明書）(5)　法人税、消費税、県民税、市町村民税、事業税、地方消費税、　 不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税を滞納していないことを証するもの(6)　社会保険料並びに労働保険料を滞納していないことを証するもの（納付証明書等）(7)　特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の　 積立てをしていることを証するもの（(独)環境再生保全機構への振り込み証書等） |

様式２

|  |
| --- |
| **誓　約　書**和歌山県知事　様　　平成　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までの間、廃棄物の処及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第９条の３第１号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。　　　　　　　　年　月　日住所氏名　 　 　　　　　　（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　　　　　　　【特定不利益処分】1. 廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第7条の3又は第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））
2. 廃棄物処理施設に係る改善命令･使用停止命令（法第9条の2又は第15条の2の7）
3. 廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第9条の2の2第1項又は第2項若しくは第15条の3）
4. 再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
5. 広域認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
6. 無害化認定の取消し（法第9条の10第７項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
7. 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の取消し（法第12条の7第10項）
8. 廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の3）
9. 廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の4第1項（第19条の10第1項において準用する場合を含む。）、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項（第19条の10第2項において準用する場合を含む。）又は第19条の6第1項）
 |